

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成30年12月13日(木)
午前9時55分～午前10時16分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 長南良彦 副委員長 大久保主計
委員 菅原和子 委員 吉田良
委員 小野寺美穂 委員 山田龍太郎
- 4 委員外議員 1名
議長 丹野政喜
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 長 小野寺 俊
次 長 加藤 勤
主幹兼議事調査係長 川上真理子
- 7 協議事項
付議事件
 - (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 追加議案の取り扱いについて
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
 - ① 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

午前9時55分 開会

○委員長（長南良彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

初めに、追加議案の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 追加議案の取り扱いについて御説明いたします。

初めに、次第書の1ページ、① 追加議案の件名についてです。

今回、条例改正案2カ件、その他の議案として工事請負契約の締結1カ件、補正予算4カ件の7カ件が新たに提出されております。

条例改正案は、議案第140号及び議案第141号で、一般職員及び特別職の職員の給与等の改正に係るものです。

次に、議案第142号の工事請負契約の締結については、下増田高架橋橋梁工事（上部工）に係る内容です。

次に、補正予算4カ件については、一般会計、被災市街地復興土地区画整理事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業等会計について、職員等の給与条例等の改正に伴うものが主なものとなっております。

次に、② 取り扱い案について御説明いたします。

あわせて、資料1、議事日程第5号をごらんください。

初めに、ア 提案理由説明につきましては、日程第16 議案第138号 平成30年度名取市下水道事業等会計補正予算（第2号）の採決の後、追加議案7カ件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、イ 審議日については、提案理由説明の後、直ちに議案第140号から

議案第146号までを議案番号順に審議するものですが、次の議題の2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項についての中で御説明申し上げますが、議員の期末手当の支給割合の改正に伴う条例の一部改正案として、議案第142号の採決の後、議会案第5号の審議を間に挟むこととなります。

次に、ウ 審議方法につきましては、7カ件それぞれについて、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、採決を行うこととなります。採決の方法につきましては、起立採決とする案です。

なお、議案第140号から議案第142号までにつきましては、それぞれ審議の冒頭に担当部長より補足説明があります。

追加議案の取り扱いについては以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、追加議案の取り扱いについて説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。追加議案の取り扱いにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、追加議案の取り扱いにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

まず、次第書の2ページ① 改正案について御説明いたします。

議会案としての上程日は、12月17日月曜日を予定しております。

提出者は、議会運営委員会委員長とし、賛成者は議会運営委員会の委員といたします。

条例改正の内容ですが、本市の議会議員の期末手当の支給割合については、国の特別職の職員の支給割合に準じていますが、第197回国会において、

人事院勧告による一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額等の改定を行う、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が、衆議院は平成30年11月16日、参議院は11月28日に賛成多数で可決されました。

その内容につきましては、期末手当の支給割合を現在の年間3.3月分を3.35月分に0.05月分引き上げ、平成30年12月支給分から実施するというものです。

資料2の条例改正案文をご覧ください。

第1条ですが、平成30年12月支給分は現在100分の172.5月分ですが、これが100分の177.5月分に引き上げられます。平成30年6月支給分が100分の157.5月分ですから、12月支給分の100分の177.5月分を合わせますと100分の335月分、年間3.35月分となります。

次に第2条ですが、平成31年度においては6月支給分100分の157.5月分、12月支給分100分の177.5月分を、どちらも100分の167.5月分とし、年間3.35月分として支給するよう改正し、平成31年4月1日に施行する予定になっています。

国のこのような根拠法令の改正を受けまして、本市議会議員の期末手当の取り扱いについて御協議願うものです。

なお、12月3日の会派代表者会議において御説明し了承を得ております。

また、改正条例が可決されましたら、引き上げ分の0.05月分については差額支給として12月27日に支給を予定しております。

なお、議員1人当たりの差額支給額は2万7,650円となります。

改正に伴い増額となる議員期末手当の予算については、当初予算において年間3.30月分で計上すべきところ、3.35月分で計上しておりましたので、既定予算での対応が可能となります。従いまして議会費については、追加補正予算の措置は行いません。

次に、次第書の2ページ、② 取り扱い案について御説明いたします。

あわせて、資料1、議事日程第5号をごらん願います。

初めに、ア 上程・審議日については、先の追加議案の取り扱いについて御説明いたしましたが、日程第19 議案第142号 工事請負契約の締結につ

いての採決の後を予定しております。

次に、イ 審議方法については、提案理由説明、質疑及び討論を省略し、直ちに起立採決により採決を行うものです。

取り扱いについては以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 今の説明ですと、これまでの例によって国家公務員等の引き上げに準じるということですが、それを根拠とすることについて、もう少し慎重に審議したほうがよいと思います。まず、皆さんそれでよろしいのか確認したいのですが。よろしいのであれば、その判断の理由をお聞きしたい。

○委員長（長南良彦） 吉田 良委員から御意見がありました。ほかに意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） プロセスとして、自分たちの報酬にかかる部分を自分たちで決めるということですから、今までの慣例に従ってというのは、責任をどこにも求められないといえますか、一般の納税者の視点からすると、なかなか理解するのが難しいと思うのですが。例えば、一般職であれば少なくとも国家公務員に準じてというのはわかるのですが、私たちが今回提案しようとしているのは国家公務員の特別職についてでありまして、しかも国家公務員の特別職については誰が決めたかといえば閣議で決められており、何の法的根拠もないのです。そのようなものに準じて、そのまま通していくというのはいかがかと思えます。

○委員長（長南良彦） 御意見としてはわかります。しかし、各委員に御意見を伺いましたが特にありませんでしたので、御了解をいただきたいと思えます。よろしいですか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 了解とはどの部分までですか。第2条の6月と12月の支給分を同じにするというのはわかるのです。第1条はあくまでも引き上げとい

うことですから、その部分は必要ないと思います。3.3月分のまま第2条を100分の165ずつとすると、6月と12月の差がなくなります。改正自体をなくすると、6月と12月の差が出たままになるので、そこは一般職にあわせてよいと思います。個人的な意見ですが。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） ただいまの御意見は、会派で説明があつて、会派でこのような意見になったということによろしいですか。

○委員長（長南良彦） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） いえ。会派では、会派代表者会議での結果をお聞きしています。

○委員長（長南良彦） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 改正する必要はないということによろしいですか。

○委員長（長南良彦） 大久保主計副委員長。

○副委員長（大久保主計） 自分たちで決められないと言っているのでは。

○委員長（長南良彦） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 説明を果たせる決め方でなければ、必要ないのではないかと捉えています。

○委員長（長南良彦） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 会派の意見としてですか。

○委員長（長南良彦） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 会派の意見ではありません。個人の意見です。

○委員長（長南良彦） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 会派の代表として議会運営委員会に出席しているので、まとまった意見でないかと…。

○委員長（長南良彦） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 議会運営委員会は会派の代表ではありません。会派の代表は会派代表者会議です。

○委員長（長南良彦） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 会派の代表として、選ばれて出席している議会運営委員会の委員として、それによろしいのですか。議会運営委員会でも会派に持ち

帰りという場合もあります。

○委員長（長南良彦） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） その場合は会派に持ち帰りとならざるを得ないですね。

ただ、私は議員1年目の時に、会派共同で出されたこれと同じ議案について、個人の印刷物に載せたところ、これは違うということでした。議会運営委員会は会派の代表と捉えていないとの解釈ですので、その解釈から、この場でこのような個人の意見を述べても何ら問題がないと考えます。

○委員長（長南良彦） 議会運営委員会は会派の代表者という捉え方ではないかも知れませんが、会派を代表して出席しているということでは違いないと思います。今回の吉田 良委員の意見は会派全体の意見ではなく、個人の意見であるということですね。

○委員（吉田 良） はい。

○委員長（長南良彦） 山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） 事務局からこれまでの経緯をお聞きしてはいかがでしょうか。

○委員長（長南良彦） 事務局から何かありますか。事務局長。

○事務局長（小野寺俊） 一般職については、人事院勧告に準じて対応してきています。また、市長提案の特別職についても、一般職に準じて対応するという取り扱いをしています。

○委員長（長南良彦） 特別職についても一般職に準じて改定するとのことですね。山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） この件は、会派代表者会議で了承を得ています。個人的な意見はありますが、決を採るなりして、決めないといけません。

○委員長（長南良彦） 山田龍太郎委員から決を採るとの御発言もありました。原則、全会一致が望ましいのですが、そうでない場合は、名取市委員会条例第15条の規定により表決することとなっております。それに沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。

それではお諮りいたします。ただいま議題となっております、名取市特別職

の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、名取市委員会条例第15条に基づき、採決いたします。

本案を、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長 起立多数であります。

よって、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時16分 散会

平成30年12月13日

議会運営委員会

委員長 長 南 良 彦